

うみどり公園 利用案内

うみどり公園をキッチンカー等の出店やイベントなどで利用したい方は、下記の通り申請して下さい。

1 申請に必要な書類

(1) 都市公園使用許可申請書

※様式は市ホームページからダウンロード可能

(2) 添付書類

- ・開催するイベント内容がわかるもの（チラシやパンフレット）
- ・出店の場合は、連絡先や販売内容がわかるもの

2 申請期限

利用予定日の 14 日前（必着）

3 申請方法

郵送、FAX、メールまたは持参

4 申請先

宮古市都市整備部都市計画課 管理計画係（本庁舎3階）

〒027-8501 宮古市宮町一丁目1番30号

電話：0193-68-9108（直通） FAX:0193-63-9115

メール：toshi@city.miyako.iwate.jp

申請から使用までの流れ

①事前協議（期限：できるだけ早めに）
使用可能かの判断をするため、必ず事前に相談してください



②申請書類提出（期限：利用予定日の14日前）
都市計画課へ申請書類を提出してください



③審査・使用料の納入通知書発行（7日前までに発行）
審査の結果、「許可」となった場合は、納入通知書を発行します



④使用料の納付（期限：利用予定日の前日）
納入通知書に記載の金融機関等で使用料を納めてください



⑤許可書の交付（使用料納付確認後）
納入通知書の領収書をお持ちのうえ、都市計画課へお越しください。
許可書を交付します。（公園使用中は、常時許可書を携帯してください）



⑥使用・イベント等実施
使用後は、原状回復を確実に行ってください

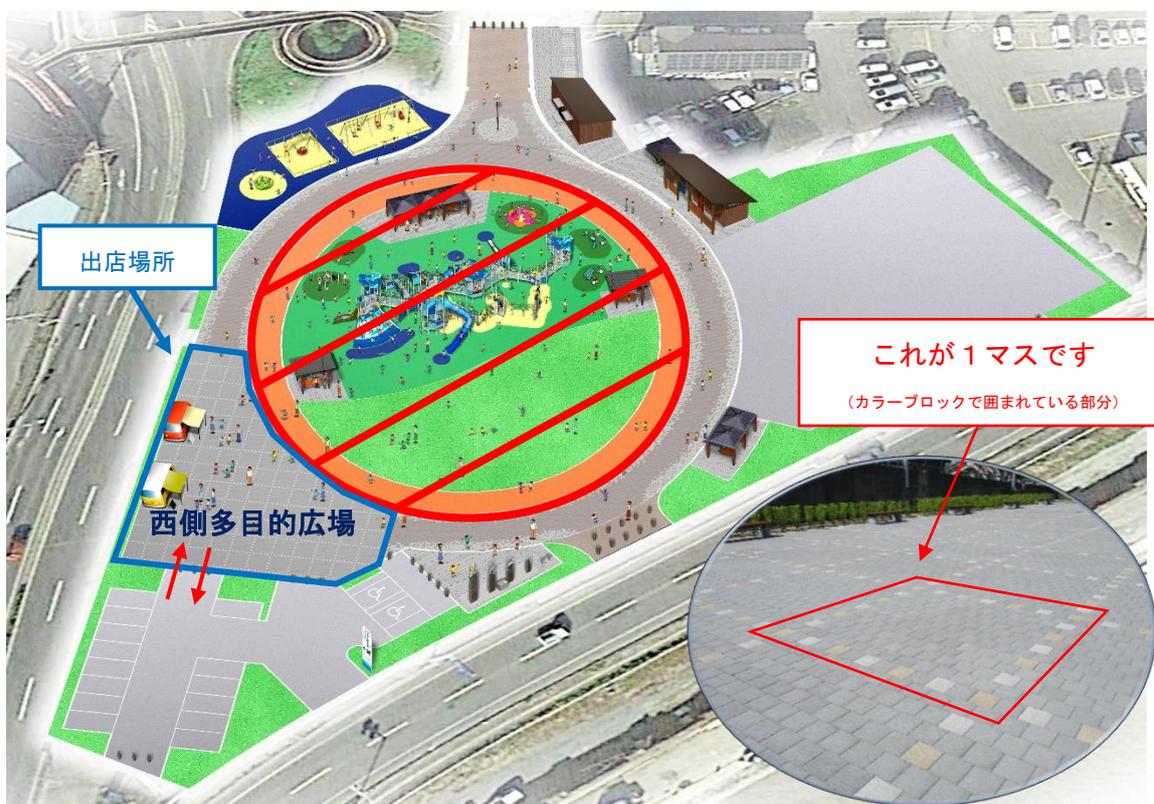
【使用時の注意事項】

- イベント等で発生したゴミは、必ず持ち帰ってください。
- 使用後は、周辺の清掃を行ってください。
- 使用当日は、使用許可書を携行してください。
- 使用する電気、ガス等は使用者が準備してください。
- 許可された場所以外を占有しないでください。
- トラック内（ゴムチップ舗装箇所）への車両乗入はできません。物品運搬用の台車等もゴムチップに傷が付きますので、トラック内では使用しないでください。
- 注意事項を守らない等、市の指示に従わない場合、使用をお断りすることがありますのでご了承ください。
- 公園施設を破損させた場合は、必ず市都市計画課（0193-68-9108）へ連絡してください。

【移動販売車（キッチンカー）及び露店の出店について】

- 移動販売車は、西側多目的広場内に5店舗まで出店可能です。
（※募集は、当面の間5店舗までとさせていただきます。）
- 市が指定した区画以外の場所へは出店できません。
- 一度に申請できる期間は、1ヶ月後までとします。
- 連続して出店できるのは、14日までです。
- 使用許可書交付の際に、車止めの鍵をお貸しします。
- トラック内（下記位置図の斜線部分）は車両や台車の乗り入れはできませんので、侵入しないでください。
- 移動の際は、園内を通行する歩行者等に十分気を付けてください。

出店場所	下記位置図のとおり 1マス（2.0m×2.0m＝4㎡）単位で使用可 ※事前に現地をご確認のうえ、必要なマス数で申請してください
使用料	日額 1マス 160円 （短時間の使用でも1日分の使用料をいただきます）
出店可能時間	午前10時から午後5時まで



【芝生広場及びコンクリート広場の占用について】

- 芝生広場及びコンクリート広場を占用利用する場合、使用する面積や目的によって使用料が変わります。
- 公園利用に影響がある場合、事前周知をする必要がありますので、まずは都市計画課と協議してください。

■ 芝生広場 (648 m²) (日額)

	1/4	半面	3/4	全面
使用面積	150 m ²	300 m ²	450 m ²	648 m ²
使用料	6,000 円	12,000 円	18,000 円	25,000 円

■ コンクリート広場 (1,255 m²) (日額)

	1/4	半面	3/4	全面
使用面積	300 m ²	600 m ²	900 m ²	1,255 m ²
使用料	12,000 円	24,000 円	36,000 円	50,000 円



【その他】

- 公園北側（旧分庁舎側）の多目的広場については、常時一定程度の駐車場利用が見込まれることから、イベント等での貸切利用はお断りします。
- 公園全体を貸し切るような利用や本案内に記載のない利用の可否や使用料については、協議のうえ決定します。